

## 鹿 児 島 県 公 報

令和4年3月1日（火）第290号の3



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 公 安 委 員 会 規 則

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく行政処分に関する規則  
の一部を改正する規則（※） (生活安全企画課取扱い) 1

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 7

## 公 安 委 員 会 規 則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく行政処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月1日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

## 鹿児島県公安委員会規則第2号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく行政処分に関する規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく行政処分に関する規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）」の次に「，銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号。以下「改正銃刀法」という。），火薬類取締法（昭和25年法律第149号）」を加え，「公安委員会」を「鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）」に改め，「返納命令」の次に「，解任命令，改善命令」を，「事業の廃止」の次に「，業務の停止及び業務の廃止，指定の解除，証明書の交付禁止」を加える。

第2条中「銃砲刀剣類所持等取締法」の次に「第9条の2第2項，第9条の3第2項，第9条の3の2第2項，第9条の4第3項（同法第9条の9第2項において準用する場合を含む。），第9条の5第3項（同法第9条の10第3項において準用する場合を含む。），第9条の7第3項（同法第9条の11第2項，第10条の6第6項，第10条の8第2項及び第10条の8の2第2項において準用する場合を含む。），第9条の8第1項及び第2項，第9条の12第1項，第9条の16第2項，第10条の8第3項，第10条の8の2第3項」を加え，「第11条第1項から第6項まで」を「第11条第1項から第7項まで」に改め，「第11条の3」の次に「並びに改正銃刀法附則第3条第4項並びに火薬類取締法第50条の2第1項において読み替えた同法第17条第3項及び第25条第3項」を加える。

第5条を次のように改める。

（行政処分の通知）

第5条 公安委員会は，行政処分を決定したときは，行政処分決定通知書（別記第3号様式）に，次の各号に掲げる書面のうち当該行政処分に係るものを添えて，当該行政処分を上申した警察署長に通知するものとする。

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）に規定する射撃指導員指定解除通知書（別記様式第43号），教習射撃指導員解任命令書（別記様式第48号），教習射撃場指定解除通知書（別記様式第55号），教習修了証明書交付禁止通知書（別記様式第

56号), 練習射撃指導員解任命令書(別記様式第60号), 練習射撃場指定解除通知書(別記様式第63号)又は保管業務廃止等命令書(別記様式第73号)に, 教示(別記第9号の2様式)を添付したもの

(2) 指定射撃場の指定に関する内閣府令(昭和37年総理府令第46号)に規定する指定解除通知書(別記様式第4号)に, 前号に規定する教示を添付したもの

(3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第15号)に規定する指示書(別記様式第4号)又は命令書(別記様式第5号)

(4) 前3号に掲げるもの以外のものについては, 指示書(別記第4号様式), 措置命令書(別記第5号様式), 改善命令書(別記第5号の2様式), 返納命令書(別記第6号様式), 営業停止命令書(別記第7号様式), 営業廃止命令書(別記第8号様式)又は取消処分通知書(別記第9号様式)

第6条中「指示書, 命令書, 措置命令書, 返納命令書, 営業停止命令書, 営業廃止命令書又は取消処分通知書」を「前条に規定する当該行政処分に係る書面」に改める。

別記第1号様式中 「 許可・認定・届出番号  
許可・認定・届出年月日 」 を

「 許可・認定・届出・指定番号  
許可・認定・届出・指定年月日 」 に, 「 違反事実の概要 」 を

「 違反事実等の概要 」 に改め, 同様式備考2中「届出番号」を「届出・指定番号」に改め,

号」に, 「届出年月日」を「届出・指定年月日」に改める。

別記第2号様式中 「住 氏 生 年 月 日 法 人 名 所 在 地 代 表 者 名 営 業 所 の 名 称 営 業 所 の 所 在 地 許 可 ・ 認 定 ・ 届 出 番 号 許 可 ・ 認 定 ・ 届 出 年 月 日 」 を 「住 氏 生 年 月 日 法 人 名 所 在 地 代 表 者 名 営 業 所 の 名 称 営 業 所 の 所 在 地 許 可 ・ 認 定 ・ 届 出 ・ 指 定 番 号 許 可 ・ 認 定 ・ 届 出 ・ 指 定 年 月 日 」 に改め,

同様式備考2中「届出番号」を「届出・指定番号」に, 「届出年月日」を「届出・指定年月日」に改める。

「住 氏 生 年 月 日 法 人 名 所 在 地 代 表 者 名 営 業 所 の 名 称 営 業 所 の 所 在 地 許 可 ・ 認 定 ・ 届 出 番 号 許 可 ・ 認 定 ・ 届 出 年 月 日 」

別記第 3 号様式中  
 生 年 月 日 生 年 月 日  
 法 人 名 法 人 名  
 所 在 地 を 所 在 地 に改め、  
 代 表 者 名 代 表 者 名  
 営 業 所 の 名 称 営 業 所 の 名 称  
 営 業 所 の 所 在 地 営 業 所 の 所 在 地  
 許 可 ・ 認 定 ・ 届 出 番 号 許 可 ・ 認 定 ・ 届 出 ・ 指 定 番 号  
 許 可 ・ 認 定 ・ 届 出 年 月 日 許 可 ・ 認 定 ・ 届 出 ・ 指 定 年 月 日

同様式備考 2 中「届出番号」を「届出・指定番号」に、「届出年月日」を「届出・指定年月日」に改める。

別記第 4 号様式中 「住所」を「住所又は所在地」に改める。

別記第 5 号様式中 「住所」を「住所又は所在地」に改め、同様式の

次に次の 1 様式を加える。

第5号の2様式（第5条関係）

鹿児島県公安委員会達（ ）第 号 年 月 日	
改 善 命 令 書 殿	
鹿児島県公安委員会 委員長	
の規定により，次のとおり命ずる。	
氏名又は名称	
住所又は所在地	
代表者の氏名	
命令内容	
理由	

(教示)

この処分について不服があるときは，行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし，又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（訴訟において県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし，請求審査をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

備考 該当しない項目の記載は要しない。

別記第7号様式中 「住所」を「住所又は所在地」に改める。

別記第8号様式中 「住所」を「住所又は所在地」に改める。

別記第9号様式中 「住所」を「住所又は所在地」

に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

## 第9号の2様式（第5条関係）

## 教 示

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（訴訟において県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく行政処分に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の行政処分について適用し、同日前にされた行政処分については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく行政処分に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第18号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 4 年 3 月 1 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P A フィーバーアイドルマスター Y	株式会社三共	1P0599
ぱちんこ遊技機	P フィーバーアイドルマスター 39 フェス	株式会社三共	1P1170
ぱちんこ遊技機	P 元祖ギンギラパラダイス H C B	株式会社サンスリー	110142
ぱちんこ遊技機	P 麻雀物語 4 M 1 A U 1 Y	株式会社平和	1P1449
ぱちんこ遊技機	P 戦国乙女レジェンドバトル M 2 A Z 1 Y	株式会社アムテックス	110128
回胴式遊技機	S スーパー海物語 I N J A P A N 祭 P E	株式会社サンスリー	1S1823
回胴式遊技機	S 南国物語 U N M 2	株式会社アムテックス	1S0879